

豊橋市監査公表第8号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年9月30日

|         |      |
|---------|------|
| 豊橋市監査委員 | 古池弘人 |
| 同       | 朝倉茂  |
| 同       | 星野隆輝 |
| 同       | 二村真一 |



令和2年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 (団体名:公益財団法人 豊橋みどりの協会 公表番号:12号)

| 対象団体及び市所管課         | 区分   | 指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)                                                                                                                                                              | 措置結果                                                                                       | 措置通知年月日 |
|--------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 公益財団法人<br>豊橋みどりの協会 | 指摘事項 | 代表理事の変更登記手続において、組合等登記令に規定されている期間内に登記がされていなかったため、適正な事務処理をされたい。                                                                                                                    | 今後は、事前に十分な事務処理期間を確保するよう令和3年1月に関係職員へ周知した。                                                   | R3.3.31 |
|                    | 指摘事項 | 理事会の議案資料において、理事長候補者の住所が住民票記載事項証明書と相違していたため、事前に公的書類により確認するなど適正な事務処理をされたい。                                                                                                         | 今後は、事前に公的書類を確認し適正な事務処理とするよう令和3年1月に関係職員へ周知徹底した。                                             | R3.3.31 |
|                    | 指摘事項 | 一般社団法人林業薬剤協会への図書代金の支出において、誤って立替払をしているが通常の支払としての事務手続を行っていたため、適正な事務処理をされたい。                                                                                                        | 事務処理規則に基づき令和2年11月に必要経費は概算払により執行し、適正な事務処理に改めた。また、再発防止するため令和2年11月に関係職員へ庶務経理に関する勉強会を実施した。     | R3.3.31 |
|                    | 指摘事項 | 花交流フェアに係る委託業務において、再委託があるにもかかわらず再委託届の提出等の手続がされていなかったため、契約書類にその手続を記載するなど適正な事務処理をされたい。                                                                                              | 同様の契約を締結する場合には、契約書類に再委託承認申請書の提出を求めるよう令和3年1月に関係職員へ周知徹底した。                                   | R3.3.31 |
|                    | 指摘事項 | 指定管理者指定申請書において、収支計画が支出超過として作成されていたため、収支同額の計画を作成するよう適正な事務手続をされたい。                                                                                                                 | 今後、支出超過にならないよう収支同額の計画を作成するよう令和3年1月に関係職員へ周知した。                                              | R3.3.31 |
|                    | 意見   | 緑化思想啓発活動支援事業において、同一仕様のプランター木枠を3回の契約に分けて購入している。これらの納期限が近接しているため、本来であればまとめて競争入札とすべきところ、それぞれの契約金額が随意契約の範囲内であり、かつ性質又は目的が入札に適さないなどの理由により一者随意契約としていたため、競争性及び公正性が確保されるよう適切な事務処理に努められたい。 | 競争性及び公正性を確保の上、指名競争入札に改めるよう令和3年1月に職員に周知徹底を図った。                                              | R3.3.31 |
|                    | 意見   | 花交流フェアに係る委託業務において、実績報告書に添付されている写真では仕様内容の履行が確認できないものが散見されたため、履行確認できる写真を添付するよう適切な事務処理に努められたい。                                                                                      | 委託業務の実績報告書について、仕様内容の履行確認ができる写真を令和2年11月に添付させた。また、同様な事例が発生しないよう令和2年11月に職員に周知徹底した。            | R3.3.31 |
|                    | 意見   | 指定管理業務に係る事業報告において、法人会計に基づき収支報告書を作成していたが、指定管理業務に直接対応しない項目を含んで報告されていたため、指定管理業務の収支計画に対応した報告書となるよう適切な事務処理に努められたい。                                                                    | 今後は、指定管理業務の収支計画に対応した報告書を作成するよう令和3年1月に関係職員へ周知した。                                            | R3.3.31 |
| 都市計画部<br>公園緑地課     | 意見   | 緑化助成金の交付において、「あいち森と緑づくり税」を活用している旨の表示板を設置することを交付条件としているが、設置した写真が添付されずに事業実績報告書を受領していたため、適切な事務処理に努められたい。                                                                            | 「あいち森と緑づくり税」を活用している旨の表示板写真を令和2年11月に提出させ、確認した。今後も、同様の写真が添付されているか確認するよう、令和2年11月に職員へ周知徹底を図った。 | R3.3.31 |

令和2年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 (団体名:社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会 公表番号:12号)

| 対象団体及び市所管課           | 区分   | 指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)                                                                                                  | 措置結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 措置通知年月日   |
|----------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人<br>豊橋市社会福祉協議会 | 指摘事項 | 旅費の概算払において、金額が確定され次第、速やかに精算しなければならないこととなっているが、精算手続がされていなかったため、経理規程に則り適正な事務処理をされたい。                                   | 監査指摘以降、旅費の概算払いを行う場合は、金額確定後に旅費精算書を作成することとした。また、指摘内容は、旅費の概算払に対する職員の認識不足によるものであったため、対策として、出張旅費に関わる職員に対して、旅費の事務手続きを改めて周知徹底し、適切な精算手続き等の事務処理を行うようにした。                                                                                                                                                                                                                                                                 | R3. 8. 25 |
|                      | 指摘事項 | 物品等の支払において、毎月末日までに発生した債務をまとめて翌月末日までに行うこととなっているが、期日までに支払をしていない事例が散見されたので、経理規程に則り適正な事務処理をされたい。                         | 監査指摘以降、本会経理規程施行細則に則り、管理職による支出決裁のチェックを徹底し、不備がある場合は、決裁作成者へ指導・助言を行い、期日までに支払いをすることを徹底した。今後も本会経理規程に則り、適切な事務処理を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | R3. 8. 25 |
|                      | 指摘事項 | 計算書類に対する注記(法人全体)において、「満期保有目的の債券内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の時価が誤っているので、社会福祉法人会計基準に則り正確な計算書類を作成されたい。                           | 監査指摘に基づき、計算書類に対する注記(法人全体)における時価の誤っている箇所及び原因を確認した。指摘内容は、保有債券の時価に対する担当職員の認識不足によるものであったため、対策として、決算業務に関わる職員に対して債権の時価についての理解を改めて徹底し、管理職による決算書類のチェックも徹底する。これにより、令和3年度決算においては、正確な計算書類の作成を行うものとする。                                                                                                                                                                                                                      | R3. 8. 25 |
|                      | 指摘事項 | 八町地域福祉センター受水槽・高架水槽清掃業務において、水道法に基づく検査結果の報告で水槽本体とマンホールの密閉性が保たれないとの指摘があるにもかかわらず対応を放置していたので、早急な修繕対応を図られたい。               | 監査指摘に基づき、速やかに業者へ見積を依頼し、令和3年1月18日に修繕を実施した。今後も業者から検査結果報告書等を精査し、改善や修繕の必要がある場合は、速やかに実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | R3. 8. 25 |
|                      | 意見   | 貸借対照表において、経理規程では退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上すると規定しているが、同額の引当資産が計上されていない。引当金処理の現状を踏まえ、経理規程の改正等を含め適切な事務処理に努められたい。            | 監査指摘に基づき、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上する旨の規定は、社会福祉法で規定されている内容でないため、令和3年1月20日理事会において経理規程から削除する改正を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | R3. 8. 25 |
|                      | 意見   | 福祉センター壁面緑化維持管理業務において、害虫駆除のため薬剤散布を行うよう指示していたが、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるので、住宅地等における農薬使用に関する国の通知に基づき適切な業務が行われるよう努められたい。 | 当該業務は総合福祉センター指定管理者仕様書の指定管理者が行う業務に該当するもので、仕様書内の壁面緑化維持管理業務仕様において、「(3) 害虫駆除 消毒作業 (スミチオン低度散布) 適宜」と記載されている。そのため、令和3年4月1日付けで、豊橋市と総合福祉センター指定管理者仕様の一部を変更する協議及び協定変更を行い、「(3) 害虫駆除 捕殺、剪定などによる物理的防除を基本とし、やむを得ない場合には施設利用者、近隣住民に十分配慮し、部分的な薬剤散布にとどめること(定期的な薬剤散布は行わない)。薬剤を使用する際には、25消安第175号、環水大土発第1304261号、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長 通知の「住宅地等における農薬使用について」(平成25年4月26日)及び、愛知県農薬安全使用指導指針に従って適切に対応すること。予防のための薬剤防除は必要に応じて行うこと。」と変更した | R3. 8. 25 |

令和2年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 (団体名:社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会 公表番号:12号)

| 対象団体及び市所管課           | 区分   | 指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)                                                                                     | 措置結果                                                                                                               | 措置通知年月日   |
|----------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人<br>豊橋市社会福祉協議会 | 意見   | つつじが丘地域福祉センター清掃業務の入札において、経理規程施行細則で規定する3回の入札を行わずに随意契約としていたので、適切な事務処理に努められたい。                             | 監査指摘以降、本会経理規程施行細則に則り、再入札は上限の3回まで行うこと等の入札業務手順を入札業務に関わる職員に周知徹底している。今後も本会経理規程の則り、適切な事務処理を行う。                          | R3. 8. 25 |
|                      | 意見   | グリーストラップの清掃において、汚泥の廃棄物処分にあたりマニフェストを発行していたが、収集運搬までのものしかなく、運搬処分したものを受理していなかったため、適切な事務処理に努められたい。           | 監査指摘に基づき、速やかに業者へ汚泥の廃棄処分におけるマニフェストの発行を確認し、運搬処分までしたものを受理した。今後も総合福祉センター指定管理者仕様書に基づく、確実な履行確認を行い、業者からの検査結果報告書等の書類を保管する。 | R3. 8. 25 |
| 福祉部<br>福祉政策課         | 指摘事項 | 指定管理業務において、指定管理者から協定書の仕様書に定める修繕内容の報告がされておらず、また、物品の異動についての報告が口頭のみであったため、協定書に則った適正な事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。 | 令和3年1月に協定書に則った適正な事務処理をするよう指定管理者へ指導し、備品については令和3年3月12日に、修繕については令和3年3月30日に、協定書に基づき書面にて報告を受けた。                         | R3. 8. 25 |